

第3号様式（第5条第3項第2号）

一部開示決定通知書

市人第1192号－2
令和8年2月26日

宮部 龍彦 様

横浜市長 山中 竹春



令和8年2月6日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る行政文書	別紙のとおり	
2 開示の日時及び場所	日 時	一年一月一日 午前・午後 一時一分
	場 所	電子情報処理組織による送付
3 開示の実施方法	写しの交付（手数料1,100円、写しの送付に2日を要します）	
4 不開示とする部分の概要	(1) 個人の氏名、電話番号、写真上の個人の顔、職員の氏名（1号） (2) 個人印の印影（1号） (3) 代表者印の印影（3号ア） (4) 口座情報（3号ア） (5) 地区の特定につながる情報（5号柱書）	
5 不開示とする根拠規定	横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第1号、第3号、第5号柱書	
6 根拠規定を適用する理由	(1) 個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため (2) 開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため (3) 開示することにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため (4) 団体の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより、当該団体の事業活動が損なわれるおそれがあるため (5) 人権課は人権侵害等を防ぐために啓発事業を行っており、当該情報を開示することにより、人権侵害を助長誘発するおそれが高いため	
7 担 当 課	市民局人権課	電話 045 (671) 2718

5 備 考	その他可能な開示の実施方法 (1) 開示の実施の日時（閲覧） 令和8年3月9日（月） 午前9時半～11時半の希望する時間 3月19日（木） 午前10時～12時の希望する時間 4月8日（水） 午後1時～3時の希望する時間 (2) 手数料（写しの交付）※市人第1192号－1と合算 ア 紙媒体を希望する場合（下記のいずれか）※白黒印刷の場合 (7) 郵送：開示手数料 1,610円 （写しの交付分 1,100円、送料 510円） (4) 来所：開示手数料 1,100円 ※来所の日時は(1)よりお選びください イ 電磁的記録を希望する場合（下記のいずれか） (7) 郵送：開示手数料 1,350円 （写しの交付分 1,170円、送料 180円） (4) 来所：開示手数料 1,170円 ※写しの送付の方法による場合、手数料の納付確認後、対象文書の 発送準備に2日を要します。
-------	--

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日から6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

（注意） 1 この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。

2 指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。



	件名	個人の氏名	個人の電話番号	個人印の印影	写真上の 個人の顔	職員の氏名	代表者印の 印影	口座情報	地区の特定につ ながる情報
1	令和7年度ふれあい広場フェスティバル事業補助金交付申請（令和7年度市人第37号）	○				○			○
2	20250523-992600301-支出命令-1-0029556-1818(令和7年度ふれあい広場フェスティバル事業補助金)（令和7年度市人第118号）					○		○	○
3	【発注側】令和7年度ふれあい広場フェスティバル貸借搬入撤去委託（令和7年度市人第155号）					○			○
4	20250707-992600301-支出命令-1-0149142-1204(令和7年度ふれあい広場フェスティバル貸借搬入撤去委託)（令和7年度市人第264号）	○				○	○		
5	令和7年度ふれあい広場事業補助金にかかる交付額確定通知について（令和7年度市人第391号）	○	○	○		○			○
6	令和6年度 実行委員会日程調整	○				○			○
	令和7年度 第1回ふれあい広場フェスティバル実行委員会の開催について（令和7年4月通知）								○
8	令和7年度 第1回ふれあい広場フェスティバル当日資料（令和7年4月24日開催）	○		○					○
9	令和7年度 第1回ふれあい広場フェスティバル実行委員会当日資料（令和7年4月24日委員会後修正版）	○							○
10	令和7年度第1回ふれあい広場フェスティバル実行委員会 進行シナリオ								○
11	見積徴収依頼（令和7年4月30日）					○			○
12	見積徴収依頼（令和7年5月8日）					○			○
13	見積徴収依頼（令和7年5月12日）					○			○
14	理事説明資料（令和7年5月）	○			○				○



電子情報処理組織による行政文書の開示手続についてのご案内

令和8年2月6日にご請求されました行政文書について、電子情報処理組織による開示を希望されるということですので、手続をご案内させていただきます。

お送りしました納付書により手数料を金融機関（※1）で納付の上、領収書の写しを下記「問合せ先」まで送付してください（領収書を紛失された場合等はお相談ください。）。

お送りいただいた領収書の写し（※2）が確認でき次第、開示文書をお送りします。

なお、開示の実施方法を決定通知書の「備考」欄に記載の方法に変更することも可能です。変更される場合は、下記「問合せ先」までご連絡いただくか、同封の「申出書」を送付してください。この場合、別途、必要に応じ新たに納付書を発行しますので、今回同封した納付書で手数料を納付いただく必要はありません。

※1 納付することができる金融機関は、納付書の裏面に記載されています。

※2 金融機関等の領収日付印が有るもの

なお、処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

また、処分があったことを知った日から6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

〈問合せ先〉

〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10

横浜市民局人権課

電話：045（671）2718

Mail：sh-jinken@city.yokohama.lg.jp

FAX：045（681）5453

開 示 決 定 通 知 書

市人第1192号－1
令和8年2月26日

宮部 龍彦 様

横浜市長 山中 竹春



令和8年2月6日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る行政文書	ふれあい広場フェスティバル人権担当理事 挨拶文案	
2 開示の日時及び場所	日 時	一年一月一日 午前・午後 一時一分
	場 所	電子情報処理組織による送付
3 開示の実施方法	写しの交付（手数料1,100円、写しの送付に2日を要します）	
4 担 当 課	市民局人権課	電話 045（671）2718
5 備 考	その他可能な開示の実施方法 (1) 開示の実施の日時（閲覧） 令和8年3月9日（月） 午前9時半～11時半の希望する時間 3月19日（木） 午前10時～12時の希望する時間 4月8日（水） 午後1時～3時の希望する時間 (2) 手数料（写しの交付）※市人第1192号－2と合算 ア 紙媒体を希望する場合（下記のいずれか）※白黒印刷の場合 (ア) 郵送：開示手数料 1,610円 (写しの交付分 1,100円、送料 510円) (イ) 来所：開示手数料 1,100円 ※来所の日時は(1)よりお選びください イ 電磁的記録を希望する場合（下記のいずれか） (ア) 郵送：開示手数料 1,350円 (写しの交付分 1,170円、送料 180円) (イ) 来所：開示手数料 1,170円 ※写しの送付の方法による場合、手数料の納付確認後、対象文書の発送準備に2日を要します。	

- (注意) 1 この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。
- 2 指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

開示の実施方法等申出書

年 月 日

(請求先)

横 浜 市 長

請求者

郵便番号

住所又は居所

電話番号

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第16条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

1 開示決定通知書の番号等	日 付 : 令和8年2月26日 文書番号: 市人第1192号-1 及び市人第1192号-2
2 求める開示の実施方法	※希望する項目について、選択してください。 (1) 実施方法 ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ 視聴 (2) 開示の実施の日時 <u>(閲覧又は来所による写しの交付を選択した場合のみ ※郵送で写しの交付をご希望の場合は不要。)</u> ☐ 令和8年3月9日(月) 午前9時半～11時半のうち午前 時 ☐ 令和8年3月19日(木) 午前10時～12時のうち午前 時 ☐ 令和8年4月8日(水) 午後1時～3時のうち午後 時 (3) 写しの交付または送付の方法 (閲覧および視聴を選択した場合は不要) (ア) 紙媒体を希望する (下記のいずれか1つを選択) ☐ 郵送: 開示手数料 1,610円 (写しの交付分 1,100円、送料 510円) ☐ 来所: 開示手数料 1,100円 (イ) 電磁的記録を希望する (下記のいずれか1つを選択) ☐ 郵送: 開示手数料 1,350円 (写しの交付分 1,170円、送料 180円) ☐ 来所: 開示手数料 1,170円 ☐ 電子情報処理組織: 開示手数料 1,100円 【電子情報処理組織の送付先 (メールアドレス)】 _____ ※写しの送付の方法による場合、手数料の納付確認後、対象文書の発送準備に2日を要します。
3 担 当 課	市民局人権課 電話 045 (671) 2718
4 備 考	

開示の実施の日時について、いずれの候補日についても実施ができない場合や、文書ごとに実施方法を選択したい場合など、実施方法について個別の事情がある場合には、担当課までお問い合わせください。